

## 志賀原子力発電所の原子炉設置変更許可申請について

平成14年5月15日  
北陸電力株式会社

当社は、本日、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、志賀原子力発電所 1号及び 2号機における不燃性雑固体廃棄物の固型化処理の採用に係る原子炉設置変更許可申請を経済産業大臣に行いました。

また、あわせて 志賀原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」に基づく事前の協議を石川県、志賀町及び富来町にお願いいたしました。

### < 添付資料 >

- (1) 別紙・・・申請の内容
- (2) 第1図・・・低レベル放射性固体廃棄物の処理の概要

以上

## 申請の内容

### 1.申請件名

不燃性雑固体廃棄物の固型化処理の採用(1号及び2号炉共用)

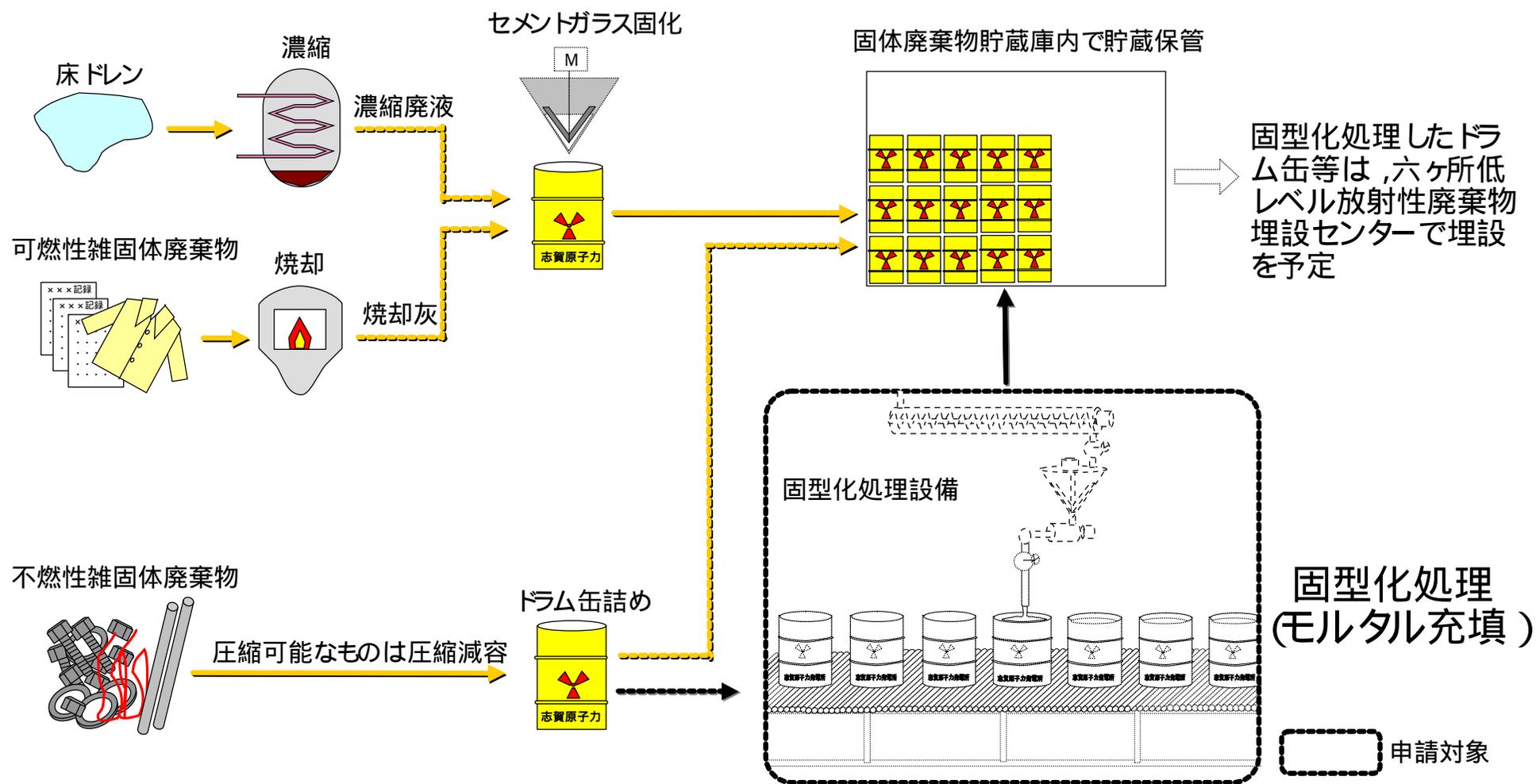
### 2.申請の概要

志賀原子力発電所の放射線管理区域内において定期検査等で発生する金属,保温材等は,不燃性雑固体廃棄物として現状は圧縮可能なものは圧縮減容し,ドラム缶等に詰めて,固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管しています。

これらの不燃性雑固体廃棄物を日本原燃(株)低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出するため,新たに1,2号共用設備として固型化処理設備を導入し,不燃性雑固体廃棄物をモルタルにて固型化します。

低レベル放射性固体廃棄物の処理の概要を第1図に示します。

以上



第1図 低レベル放射性固体廃棄物の処理の概要